

# ショートステイ ご利用料金

聖芳園（ショートステイ）の料金は、介護保険サービス費（合計①）と食事・居住費（合計②）とその他（合計③）の合計になります。

## 介護保険負担割合 1割（合計①） 要支援

	単位	要支援 1	要支援 2
1	施設サービス費	4 4 6 円	5 5 5 円
2	夜間職員配置加算（1）	1 3 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること
3	サービス提供体制強化加算（1）	2 2 円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算
合計		4 6 8 円	5 7 7 円
4	療養食加算	8 円	医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算
5	若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 円	精神科医師による定期的療養指導による加算
6	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	2 0 0 円	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算
7	送迎加算	1 8 4 円	送迎をご利用時の料金（片道）
8	介護職員処遇改善加算Ⅰ	（サービス利用に係る自己負担合計額（6）+その他該当加算額）× 8.3%「介護職員処遇改善加算Ⅰ」	
9	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（サービス利用に係る自己負担合計額（6）+その他該当加算額）× 2.7%「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」	
10	介護職員等ベースアップ等支援加算	（サービス利用に係る自己負担合計額（6）+その他該当加算額）× 1.6%「介護職員等ベースアップ等支援加算」	

## 介護保険負担割合 1割（合計①） 要介護

	単位	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	施設サービス費	5 9 6 円	6 6 5 円	7 3 7 円	8 0 6 円	8 7 4 円
2	夜間職員配置加算（1）	1 3 円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること			
3	サービス提供体制強化加算（1）	2 2 円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算			
合計		6 3 1 円	7 0 0 円	7 7 2 円	8 4 1 円	9 0 9 円
4	療養食加算	8 円	医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算			
5	若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 円	精神科医師による定期的療養指導による加算			
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0 円	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算			
7	送迎加算	1 8 4 円	送迎をご利用時の料金（片道）			
8	介護職員処遇改善加算Ⅰ	（サービス利用に係る自己負担合計額（6）+その他該当加算額）× 8.3%「介護職員処遇改善加算Ⅰ」				
9	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（サービス利用に係る自己負担合計額（6）+その他該当加算額）× 2.7%「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」				
10	介護職員等ベースアップ等支援加算	（サービス利用に係る自己負担合計額（6）+その他該当加算額）× 1.6%「介護職員等ベースアップ等支援加算」				

・介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じ、利用者負担額が決まります。1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割・3割に該当する方もあります。その場合は2倍・3倍の料金となります。詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

## 食事・居住費（合計②）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	3 0 0 円	6 0 0 円	1 0 0 0 円	1 3 0 0 円	1 4 4 5 円
居住費	3 2 0 円	4 2 0 円	8 2 0 円	8 2 0 円	1 1 7 1 円
合計（日額）	6 2 0 円	1 0 2 0 円	1 8 2 0 円	2 1 2 0 円	2 6 1 6 円

食費内訳（朝：4 0 1 円・昼：5 2 2 円・夕：5 2 2 円）

## 介護保険外サービス（合計③）

①タオル使用：1 0 0 円（1回）
②菓子代：8 0 円（1日）
③電気料金：3 0 円（一口・1日）。日常生活に必要な製品（電気シェーバー・携帯電話等）除く。
④オムツにかかわる購入費及び、洗濯料等のお支払いは無料。
⑤理・美容代：2, 3 0 0 円～（総合整髪）
※交通費：通常の事業実施地域（北広島市、厚別区、白石区、清田区）以外の地域にお住まいの方でサービスを利用する場合・当事業所の車両を使用する場合：自動車走行距離（km）×2 0 円/km。（1キロメートル未満の距離の端数は四捨五入）
※特別な食事代：センター祭、敬老の日記念行事などの際にかかるお食事代 5 0 0 円/回

対象者/特定入所者介護サービス費		食費	居住費
1 段階	・世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方かつ預貯金等が1 0 0 0 万円以下の方（夫婦で2 0 0 0 万円以下の方） ・生活保護を受給されている方かつ預貯金等が1 0 0 0 万円以下の方（夫婦で2 0 0 0 万円以下の方）	3 0 0 円	3 2 0 円
2 段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が8 0 万円以下の方かつ預貯金等が6 5 0 万円以下の方（夫婦で1 6 5 0 万円以下の方）	6 0 0 円	4 2 0 円
3 段階 ①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が8 0 万円超1 2 0 万円以下の方かつ預貯金等が5 5 0 万円以下の方（夫婦で1 5 5 0 万円以下の方）	1 0 0 0 円	8 2 0 円
3 段階 ②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が1 2 0 万円超の方かつ預貯金等が5 0 0 万円以下の方（夫婦で1 5 0 0 万円以下の方）	1 3 0 0 円	8 2 0 円
4 段階	・本人が市民税非課税で、世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	1 4 4 5 円	1 1 7 1 円

・食費、居住費は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額に応じ、ご負担頂く金額が決まります。  
・介護保険負担限度額認定証は、世帯の所得状況に応じて負担限度額が設定されます。  
発行には市区町村への申請が必要となります。尚、所得・資産によって、負担が軽減されない場合があります。